

# 開東社会保険ニュース

No.58

平成 15 年 3 月



## 社労士にあっせん代理業務の追加



平成 15 年 4 月 1 日施行の改正社会保険労務士法により、個別労働関係紛争解決の促進に関する法律第 6 条第 1 項の紛争調整委員会における同法第 5 条 1 項のあっせんについて、**紛争の当事者を代理することが社会保険労務士の業務に付け加えられることになりました。**

### 【紛争調整委員会とは】

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されています。この紛争調整委員会の委員の内から指名されるあっせん委員が、紛争 解決に向け、あっせんを実施することになります。

### 【紛争調整委員会によるあっせんの特徴】

労働問題に関するあらゆる分野の紛争(募集・採用に関するものを除く)がその対象になります。

- 解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更等労働条件に関する紛争
- セクシャルハラスメント、いじめ等職場の環境に関する紛争
- 労働契約の承継、同業他社への就職禁止等の労働契約に関する紛争
- その他、退職に伴う研修費用の返還など損害賠償をめぐる紛争

多くの時間と費用を要する裁判に比べ、手続きが迅速かつ簡便であり、また弁護士、大学教授等の法律の専門家である紛争調整委員会の委員が、円満な紛争解決に向け無償で、あっせんを行います。

紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、受諾されたあっせん案は民法上の和解契約の効力を持つこととなります。

あっせんの手続きは非公開であり、紛争当事者のプライバシー - を保護します。

労働者があっせん申請をしたことを理由として、事業主が労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

### 【紛争調整委員会によるあっせん手続きの流れ】

あっせん申請書の提出

労働局長が、紛争調整委員会へあっせんに委託

あっせん期日の決定及び紛争当事者への期日の通知

あっせんの実施

\* 紛争当事者双方があっせん案を受諾した場合やあっせん案以外の合意が成立した場合は紛争が迅速かつ円満に解決されます。

但し、当事者があっせん案を受諾せず、その他の双方合意もしなかった場合は当該あっせんは打切りとなります。

ホームページ <http://www.kaito-sr.com>

ご質問・ご相談は

開東社会保険労務事務所

〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階

メ - ルアドレス [info@kaito-sr.com](mailto:info@kaito-sr.com)

TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711